

第 80 号

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年2月18日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例（昭和47年熊本県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成16年9月29日政令第239号）による改正前の」を削り、「掲げられた」を「掲げる」に改める。

別表第2備考中「、第25号」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和3年6月1日から施行する。
- 2 改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づき排水基準を定める条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において現に水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第38号の2若しくは第66号の2に掲げる施設又は同表第70号の2に掲げる施設（道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和2年政令第21号）の施行の日の前日において特定施設であったものを除く。）を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される排水水については、施行日から6月間は、適用しない。ただし、施行日において既に当該工場又は事業場に当該施設以外の特定施設が設置されているときは、この限りでない。

（提案理由）

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）の一部改正を踏まえ、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。